

今城委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
中根委員から病気のため欠席する旨の連絡があっている。
本日は、一問一答の発言順序等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 質疑並びに一般質問（一問一答）について

(1) 各会派の発言者数及び発言時間

今城委員長 初めに、各会派の発言者数及び発言時間についてである。
1 ページの資料 1 に記載のとおり、自由民主党が 7 人で325分、日本共産党が 3 人で105分、県民の会が 2 人で70分、一燈立志の会が 2 人で50分、公明党が 1 人で50分との届出があったので、御了承願う。

(了 承)

(2) 質問者の発言順序等

今城委員長 次に、質問者の発言順序等についてである。
発言順序については、2 ページの資料 2、日程案を御覧願う。
申合せでは、原則として会派の所属議員数の多い順とし、一巡後は、一会派に片寄らないようにするとのことであるので、
3 月 7 日金曜日の午前中は、自由民主党、日本共産党
午後は、県民の会、一燈立志の会、公明党、自由民主党、
日本共産党
3 月 11 日火曜日の午前中は、県民の会、一燈立志の会、自由民主党
午後は、日本共産党、自由民主党、自由民主党、自由民主党、
自由民主党
の順序にしてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。
審議時間については、3 月 7 日は 4 時間40分、11日は 5 時間20分、また休憩は議長
長の判断で適当な時期に取ることで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

(3) 発言時間等

今城委員長 次に、発言時間等についてである。
各議員の持ち時間の範囲内で答弁も含めて終わるように、また発言者は議長の許可を得た後、発言するというので、御協力願う。

2. 次期常任委員について

今城委員長 次に、4 ページの資料 3、次期常任委員についてである。
次期常任委員会の会派構成については、本日の議運で協議、決定することとしていた。

R7.2.28 議会運営委員会

	まず、各委員会別の会派構成について、それぞれの御希望をお聞きしたいと思う。自由民主党から順に発言願う。
明神委員	総務委員会 5 名、危機管理文化厚生委員会 5 名、商工農林水産委員会 5 名、産業振興土木委員会 4 名である。
岡田(芳)委員	総務委員会 2 名、危機管理文化厚生委員会 2 名、商工農林水産委員会 1 名、産業振興土木委員会 1 名である。
田所副委員長	令和 6 年度と同じく各委員会 1 名ずつでお願いする。
畠中委員	総務委員会 1 名、商工農林水産委員会 1 名、産業振興土木委員会 1 名でお願いする。
西森(雅)委員	総務委員会 1 名、商工農林水産委員会 1 名、産業振興土木委員会 1 名でお願いする。
今城委員長	なお、自由の風の樋口議員においては、委員長に一任するとの意向であることを確認しているので、御了承願う。 それでは、各会派の御希望を事務局に整理させる。
飯田議事課長	先ほどの結果を集計すると、総務委員会が自由民主党 5 名、日本共産党 2 名、県民の会 1 名、一燈立志の会 1 名、公明党 1 名ということで、10 名となっておりちょうど定員と同じとなっている。危機管理文化厚生委員会については、自由民主党 5 名、日本共産党 2 名、県民の会 1 名、一燈立志の会と公明党はなしで、計 8 名となっており、定数 9 名を 1 名下回っている状況となっている。商工農林水産委員会については、自由民主党 5 名、日本共産党、県民の会、一燈立志の会、公明党がそれぞれ 1 名ずつで、計 9 名となっておりちょうど定員 9 名と同じとなっている。産業振興土木委員会については、自由民主党 4 名、日本共産党、県民の会、一燈立志の会、公明党がそれぞれ 1 名ずつで、計 8 名となっており定数を 1 人下回っている状況となっている。 改めて申し上げますと、総務委員会は定数 10 人のところ希望が 10 人、危機管理文化厚生委員会は定数 9 人のところ希望が 8 人、商工農林水産委員会は定数 9 人のところ希望が 9 人、産業振興土木委員会は定数 9 人のところ希望が 8 人となっており、自由の風の樋口議員には、危機管理文化厚生委員会または産業振興土木委員会のいずれかに所属していただければ、残る委員会が欠員 1 名となりそれ以外の委員会は定数と希望数が一致する。 以上である。
今城委員長	自由の風の樋口議員には、私のほうで後ほど希望を伺い、所属する委員会を決定することに御異議ないか。 (異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。

なお、各委員会別の委員名については、各会派で早急に選任の上、5ページの様式により、3月12日水曜日正午までに事務局へ提出願う。

3. 議会手続オンライン化に伴う規程の制定等について

(1) 規程の制定

今城委員長

次に、6ページの資料4、議会手続オンライン化に伴う規程の制定等である。

まずは、議会デジタル化検討小委員会の委員長である久保委員から、高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程、高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程及び情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程の制定案について、報告をしたい旨の申出があっているの
で、これを受けることとする。

久保委員、願います。

久保委員

議会デジタル化検討小委員会から、規程の制定案について御報告をさせていただく。

小委員会では、議会デジタル化基本方針に基づいた、オンライン会議やペーパーレス化といった取組に必要となるルール等の検討を進めてきた。令和6年度は、議会手続オンライン化についての調査検討を行った。議会に関する手続一つ一つについてオンライン化が可能か検討、判断するとともに、オンライン化の具体的な手段を定める規程の検討を行っている。

このたび規程の案を取りまとめたので、その概要を説明する。まず、6ページ、資料4、規程の制定案について御覧願う。地方自治法の改正、また会議規則等の改正や議会デジタル手続条例の施行により、議会に係る手続のオンライン化が可能となった。これらを踏まえ、会議規則等の中で議長が別に定めるとされている具体的な方法等について規程を定めるものである。この規程案は、全国都道府県議会議長会が示した標準的な規程案を参考に作成したものである。

まず、1の高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程案である。規程の主な内容は、会議規則に定められた議長等への通知や議長等からの通知、また議長等による議員への配布を電子データを用いて行う場合は、パソコン等がネットワークで接続された電子情報処理組織を使用するというものである。

次に、2の高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程案については、委員会の記録をデータで行う場合、その方法を電子計算機のファイルへの記載または電磁的記録媒体をもって調製すると規定をするものである。

次に、3の情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程案である。こちらの規程は、政務活動費、資産等公開といった、会議規則以外に定めのある手続が対象となる。規程の主な内容は、先ほどの会議規則に係る規程と同様、議長等への申請や議長等からの通知についてはネットワークを通じて行い、本人確認は電子署名や議長の指定する方法によるというものである。これらの3つの規程の施行日については、いずれも令和7年4月1日としている。

次のページからは、それぞれの規程案の条文を参考に記載している。また、これらの手続については、オンラインでも可能とするものであり、従来の紙による手続を廃止するものではないので、念のため申し添える。なお、オンライン手続の規程の制定に伴う個別具体的な手順については、現在事務局で作業を行っており、今後議長において制定されるものと承知している。

規程の制定案についての説明は、以上である。よろしく願います。

今城委員長

ありがとうございました。
 それでは、先ほど久保委員から説明があった3つの規程の制定案について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

今城委員長

それでは、高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程、高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程及び情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程については、それぞれ案のとおり制定することで、御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、さよう決する。

(2) 議会手続に係る押印の見直し

今城委員長

次に、19ページの資料5、議会手続に係る押印の見直しについて、事務局に説明させる。

福島総務課長

19ページの資料5をお開き願う。議会手続に係る押印の見直しについて御説明する。

1、背景として、議会のオンライン化を進めていくには、現在押印を求めている手続について、利便性や効率化の観点から関係規程等の見直しを行う必要があり、執行部においては国の押印見直しに合わせて、原則として既に押印は廃止しているところである。こうした状況を踏まえ、議会デジタル化検討小委員会において、押印の見直しについて御協議いただいた。

2、議会デジタル化検討小委員会での確認事項として、方針として議会のデジタル化推進のため、議会手続のオンライン化に併せて押印の見直しを行うこと、対応としてオンライン化の可否にかかわらず、検証の上で原則押印義務を廃止することとし、押印見直しガイドライン等に基づき、事務局で見直し案を作成するということを御確認いただいた。

事務局で検討した見直し案として、押印見直し手続については、記載の(1)から(5)である。次の20ページを御覧願う。見直し案については、様式の定めがある(1)の高知県議会傍聴規則から、次のページの(4)高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程までのそれぞれの様式から印の表示を削ることとしている。また、21ページの(5)その他議会に関する手続は、規定等による様式の定めがないものの、会議等の際に使用している様式について、①議長への届出関係の議員が行う発言通告書や欠席届などの手続については、押印を不要とし記名によることを可能とすることとしている。一方、②議長からの通知関係については、これまで御説明してきたものと異なり、委員の選任や辞職の許可などの権限等を付与する手続及び国の法令等で押印を求められている手続は、押印を継続することとしている。

この見直し案について、御協議いただき御承認いただいたら、議長に御決裁をいただき令和7年4月1日から施行したいと考えている。

説明は以上である。

今城委員長 この件について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

今城委員長 それでは、事務局の説明のとおり議会手続に係る押印を見直すということで御異議ないか。

(異議なし)

今城委員長 それでは、さよう決する。

(3) 高知県議会傍聴規則の改正

今城委員長 次に、22ページの資料6、高知県議会傍聴規則の改正について、事務局に説明させる。

飯田議事課長 それでは、傍聴規則の改正について御説明する。22ページの資料6を御覧願う。
このたび、全国都道府県議会議長会において、標準都道府県議会傍聴規則の改正が行われた。背景・目的に記載されているように、標準傍聴規則には、制定時の社会情勢が反映されたままの古い規定が残っており、住民の傍聴を促進し議会の役割についての理解を深めてもらう観点から、見直しの検討を行ったものである。

主な検討のポイントであるが、傍聴席に入ることができない者を定めた第12条では、社会情勢の変化を踏まえ、張り紙、はち巻や、異様な服装など携帯・着用禁止に係る規定の整理統合や、児童・乳幼児は原則傍聴できない規定の削除が行われている。補足であるが、高知県議会では、すでに児童・乳幼児は傍聴できる規定となっている。

また、傍聴人の守るべき事項を定めた第13条については、談論、放歌など一般的に使用されていない文言の見直しや、帽子、外套などの着用規定の削除を行うとともに、スマートフォン等の機器を音が鳴らないようにした上で持ち込みを認める規定が新たに整備されている。

24ページからの新旧対照表については、これらの標準傍聴規則の改正を反映させた高知県議会傍聴規則の改正案である。左側の新のほうが改正の内容となっている。第13条の傍聴席に入ってはならない者では、第1号の銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者、第2号のビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者といったように5つの号に整理統合している。

第14条、傍聴人が守らなければならない事項では、第1号の静粛にすること、第2号の議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないことといったように5つの号に整理統合している。

そのほかにも、26ページ以降にお示ししてある傍聴申込書の様式の見直しや、先ほど御決定いただいた議会手続に係る押印の見直しによる傍聴申込書の様式改正も行う案としている。この傍聴規則については、本会議での議決は不要であるので、本日見直しをお認めいただければ、議長告示など改正の手続を進めさせていただくこととする。また、関連する高知県議会委員会傍聴取扱要領についても、併せて所

	要の改正を進めさせていただく。なお、アップロードした資料の26ページに不具合があるため、紙でお配りさせていただいている。申し訳ございませんでした。 説明は以上である。
今城委員長	この件について、何か質問、御意見はないか。
西森(雅)委員	規則の改正はいつからになるか。
飯田議事課長	令和7年4月1日からの施行を考えている。
今城委員長	ほかにないか。
	(なし)
今城委員長	それでは、案のとおり高知県議会傍聴規則を改正するという事で御異議ないか。 (異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 なお、本日、御決定いただいた規程等の制定または改正に当たって、必要となる手続については、議長に一任することにしたいが、これに御異議ないか。 (異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。

4. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

今城委員長	次に、その他についてである。 まず、意見書・決議案の提出期限についてである。 会派提出の意見書・決議案がある場合は、一括質問最終日3月6日木曜日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう、御協力願う。 なお、3月6日の質問者は1名となっている。議運の申合せにより、提出期限が昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内となっているので、念のため申し添える。
-------	---

(2) 令和7年度タブレット端末使用方法についての意向確認

今城委員長	次に、29ページの資料7、令和7年度タブレット端末使用方法についての意向確認についてである。 事務局に説明させる。
飯田議事課長	タブレットの使用の意向確認についてである。29ページ、資料7を御覧願う。 タブレットを政務活動で使用する場合は、議会運営システム管理要領により、その通信費の2分の1を議員が自己負担することとなっており、毎年度当初にその確認を行うこととさせていただいている。

	このため、令和7年度の使用の意向について、確認書の使用の希望に印をしていただき、3月14日までに事務局に提出していただくようお願いする。四角囲みの3つ目の米印に記載しているとおり、負担金は前払いとなっており、年額を4月中にお支払いいただくこととなる。なお、金額については、議会閉会後に予定している入札によるため、まだ確定していないが、参考までに、予算を策定する時点での参考見積りでは月額436円、年額で5,232円となっている。確定した金額と納入方法等については、使用を希望される方に4月に入って、個別にお知らせする。なお、変更は随時受け付けているので、その際は、事務局までお知らせいただくようお願いする。 以上である。
今城委員長	何か質問はないか。 (なし)
今城委員長	それでは、ただいまの説明のとおり、資料7にお示ししている提出用紙に記入の上、3月14日金曜日までに事務局に提出することで、御了承願う。 (了承)
今城委員長	なお、用紙は後ほど控室にお配りするので、会派内での周知をよろしく願います。
(3) その他	
今城委員長	ほかに、その他で何かないか。
岡田(芳)委員	細木良議員から、質問でパネルを使用したいという申出があり、委員の皆様の御了解をいただきたいというお願いである。パネルの大きさは大判ポスターのサイズで、内容は能登半島地震の被害状況調査に係る木造建物の建築時期別の被害状況を示す棒グラフである。棒グラフを示して質問をさせていただきたいことの御了解をいただきたいが、いかがか。
今城委員長	ただいま、日本共産党の岡田委員から、同じ会派である細木良議員が一括質問に際し、議場に現物、パネルを持ち込むことを許可願いたい旨の申出があった。 この件について、いかがでしょうか。 (なし)
今城委員長	それでは、細木良議員が議場へ現物を持ち込むことを許可するという事で、御異議ないか。 (異議なし)
今城委員長	それでは、さよう決する。 それでは、協議事項は以上である。

R7.2.28 議会運営委員会

次回の議運は、特別の事情がなければ、3月11日火曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、議案の付託及び意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

今城委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。